

韓国法における保険者の説明義務に関する規律の動向

—— 約款説明義務をめぐる議論状況，金融関連新法の成立 ——

鄭 燦 玉

■アブストラクト

保険商品に関する保険者・保険契約者間のいわゆる情報の非対称・不均衡状態の解消のために，韓国法においても，保険者の説明義務に関する規律の整備が進められてきた。保険者の説明義務を私法的に規律する法規定として，商法638条の3と約款の規制に関する法律3条を挙げることができる。両規定ともに約款の「重要な内容」を説明義務の対象として定めているが，その義務違反の効果については異なる規律を設けていることから，それらの関係をめぐり学説上争いが生じている。また，保険業法95条の2は，監督法の見地から，保険商品の販売勧誘時に，法令で重要事項として定められた内容を一般保険契約者に説明しなければならないものとしている。このような状況は，特に日本法における情報提供義務のエンフォースメントを考えるにあたり参考になると思われる。

一方，2020年3月24日に，金融取引における消費者保護に関する法律が成立し，規定の大部分が1年の猶予期間を置いて施行されることになった。保険商品も同法で定義する金融商品に該当するので，保険取引については，来年から同法上の販売行為規制が適用される。同法の施行が保険の領域にどのような影響を及ぼすのかについては，引き続き注視していく必要がある。

■キーワード

保険者の説明義務，保険約款規制，金融消費者保護法

1. はじめに

韓国法における保険者の説明義務は、従来から約款規制の整備を中心に議論がされてきた^{1),2)}。保険約款の説明義務に係る主たる現行法規定としては、保険者・保険契約者間の権利義務を私法的に規律している商法保険編638条の3³⁾、および、約款の規制に関する法律（以下、「約款法」という）3条、そして、保険商品の販売・勧誘時に保険契約の重要な事項を説明する義務について監督法の観点から規律する保険業法95条の2^{4),5)}を挙げることができ

- 1) 日本法における保険者の説明義務、とりわけ情報提供義務をめぐる近時の議論および立法は、保険募集の際交付される保険契約に関連する内容に関する要約書面、すなわち、契約概要、注意喚起情報等に関するルールの整備・運用を中心に進められてきたような印象がある。約款の拘束力に関して、日本の保険法学では商慣習説が多数説となっていたことから、保険約款の契約への組入のために約款自体に関する説明が必ずしも前提とならない（判例の採る意思推定説によれば、保険約款によらないという保険契約者の意思表示がなければ、反証のない限り当該約款による意思をもって契約を締結したものと推定されるから（大判大正4年12月24日民録21輯2182頁）、一これは契約は意思の合致により成立するという伝統的な契約観に基づく根拠付けであるといえるものの一保険法学の多数説の立場と同様に約款の拘束力がその説明の受領の有無に左右されるわけではない（名古屋地裁平成28年1月15日ウエストロー・ジャパン文献番号2016WLJPCA01158015参照））。韓国でも、保険業法の規定を中心に要約書面の交付に関する詳細なルールが整備されているが、後掲注8)で述べるように、韓国の民法学ないし保険法学では意思説が広く支持されていることもあり、主として約款規制に議論がフォーカスされているのが実情である。
- 2) 本稿での文献引用にあたり、特に断らない限りは韓国で公開され、かつ、韓国語で書かれたものを指す。
- 3) そのほか、商法上の代表的な約款規制として、商法663条の規定がある。同条は、家計保険において、「本編の規定は、当事者の特約により、保険契約者、被保険者または保険受益者の不利益に変更することができない」と定め、保険契約法の条項のすべてを片面的強行規定化することにより、約款の立法的統制を行っている。このような立法方式に対する問題提起として、鄭浩烈「保険契約法の相対的強行法性に関する考察」商事法研究17巻3号235頁以下(1999)参照。
- 4) 同条1項および2項は、後述する2020年の「金融取引における消費者保護に

る⁶⁾。保険者の説明義務に関する規律、とりわけ保険約款規制に関しては、これらの規定が重疊的に適用される余地がある。しかし、各規定の内容に相違があり、また義務違反の効果もそれぞれ異なることから、各規定間の関係および法解釈をめぐる学説上争いが生じている。

一方、保険監督当局は、個別法律に散在している規律をまとめて、一つの法律の規定として定めることが、効率的な説明義務規制および実効的な保険契約者保護につながりうるとみて、保険業をはじめとする金融業全般に同一の基準を提示・適用するために説明義務を統合するという監督政策の転換を試みてきた。近時、金融取引における消費者保護に関する法律案が多数設けられて国会に提出され、2019年11月25日に国会政務委員会で代案可決された法律案が、2020年3月24日に「金融取引における消費者保護に関する法律」（以下、「金融消費者保護法」という）として制定されたが、これは説明義務をめぐるこれまでの議論が立法として結実した1つの例だといえる。同法には、同法で金融商品販売業者として定義される保険会社、保険募集人、保険仲立人の説明義務に関する規定が置かれている。

本稿は、韓国法上の規律の紹介を通じて直接日本法に何か示唆を得ようとするものではないが、次の点で、本稿での分析・検討には一定の意義を認めることができるのではないかと考えている。日本では、2014年保険業法改正において、積極的行為義務としての情報提供義務に関する規律（同法294条）が新設されたが、とりわけ、同義務のエンフォースメントという観点からは、同義務違反の直接的な効果たる行政的制裁に加えて、これを越えるより実効

関する法律」の成立に伴い、規律の重複を避けるために削除されたが、2021年3月24日までは有効である。

5) 2010年保険業法改正においては、同規定のほか、保険取引における消費者に適合した商品を勧誘しなければならないとする適合性原則に関する規定（同法95条の3）も新設され、変額保険の販売等における保険契約者への情報提供が一層強化されることになった。

6) 各規定を成立時期順に羅列すると、約款法3条(1986年)、商法638条の3(1991年)、保険業法95条の2(2010年)の順となる。

的な制裁を課すことの可否やその具体的方策についても検討がなされる必要があると思われる⁷⁾。保険者の説明義務違反の効果について、韓国では、いくつかの私法上の効果に関する明文の法規定があり、金融商品の販売勧誘の際の説明義務に関して統合的に規律する法律も今年制定されたことから、今後、韓国法を比較法の対象として説明義務の研究が行われ、立法にあたり規律内容を取捨選択したり、少なくとも試行錯誤を反面教師とすることが期待できるであろう。

2. 保険者の説明義務に係る法的規制

(1) 商法および約款法上の保険約款の明示・交付・説明義務

保険者の約款の交付・説明義務を定める韓国商法638条の3、および、約款使用者の約款の明示・交付・説明義務を定める韓国約款法3条の規定を次に掲げる。

商法638条の3（保険約款の交付・説明義務）

- ① 保険者は、保険契約の締結の時に、保険契約者に対し、保険約款を交付し、当該保険約款の重要な内容を説明しなければならない。
- ② 保険者が第1項の規定に違反したときは、保険契約者は、保険契約の成立の日から3月以内に限り、当該保険契約を取り消すことができる。

約款法3条（約款の作成及び説明義務等）

- ① 事業者は、顧客が約款の内容を容易に理解することができるよう、ハングル及び標準化・体系化された用語を使用し、また、読みやすいようにす

7) 一方、金融商品の販売等に関する法律の規定からも保険者の説明義務は導かれる。すなわち、同法3条1項、5条等によれば、投資リスクを説明しなかった場合には、保険者は説明義務違反に基づき損害賠償責任を負い、その際、元本欠損額は説明義務違反によって保険契約者に生じた損害の額と推定される（同法6条1項）。ただし、同法による保険契約者保護の対象に純粹の保障性保険商品は含まれておらず、保険契約者の救済策として十分ではない。

るため、約款の重要な内容を符号、色彩、太大文字その他の手段をもって明確に表示する方法により、約款を作成しなければならない。

② 事業者は、契約の締結の時に、顧客に対し、約款の内容を契約の種類によって一般的に予想される方法により明示しなければならない、顧客の要求があったときは、当該約款の写しを顧客に交付し、顧客が約款の内容を知るようにしなければならない。ただし、次の各号の一に該当する業種の約款については、この限りでない。

1. 旅客運送業
2. 電気、ガス及び水道事業
3. 郵便業
4. 公衆電話サービス提供通信業

③ 事業者は、顧客が約款で定められている重要な内容を理解することができるよう、説明しなければならない。ただし、契約の性質上、説明が著しく困難であるときは、この限りでない。

④ 事業者が第2項及び第3項の規定に違反して契約を締結したときは、当該約款の内容が契約の内容になったことを主張することができない。

商法638条の3は、1991年商法改正時に新設された規定であり、約款法3条は、若干の文言修正はあったものの、1986年同法制定時から存続してきた規定である。両規定は、顧客に約款の内容を熟知する機会を与えるために設けられたという点で、同じ趣旨を有すると理解されており、それらの規律は、保険約款の拘束力の根拠を意思説に求める限り⁸⁾、当然の論理的帰結である

8) 保険約款の拘束力の根拠に関して、2017年日本民法改正前の保険法学の多数説が（白地）商慣習説をとっていた状況と異なり、韓国の現役保険法学者のほとんどは意思説（契約説）の立場に立っているように思われる。約款の拘束力をめぐる学説の変遷を整理すると、以下のとおりである。

韓国の1960年代以前の学説においては、顧客が普通取引約款の内容を知っていること、すなわち、約款内容についての契約当事者の具体的な意思の合致があることを要するとする意思主義の立場をとる見解はなかった。ただし、商法

とされている⁹⁾。1991年商法改正前には、保険者が保険契約者または被保険者に対し、契約条項のうち重要な事項を知らせない行為を禁ずる保険業法の規定（2003年全面改正前保険業法156条1項1号、現行保険業法97条1項1号）を通じて、間接的な目的達成がされていた。

現行商法638条の3は、2014年に改正されたもので、改正前の文言には、保険契約を締結するときに保険契約者に保険約款を交付し、当該約款の重要な内容を「知らせなければならない」とあった。「知らせる」という表現からは、保険約款の明示義務が規定されたのか、それとも説明義務まで規定されたのかが明らかではなかった。さらに、条文見出しを「保険約款の交付・明示義務」としていたことから、改正必要論が提起されてきた。2014年改正商法は、同条文の見出しを「保険約款の交付・説明義務」と、1項の文言を「説明しなければならない」と改めることで、改正前638条の3を約款説明義務について定めた規定と解していた学説・判例の立場を反映させた。また、同改正により、保険約款説明義務違反の効果たる契約取消権の行使期間（除斥期間：通説）が1か月から3か月まで延長されることになった。

保険約款の交付義務違反と説明義務違反とのいずれもが、保険契約取消権の発生事由となる¹⁰⁾。保険契約者が契約取消権を行使すれば、保険契約は遡

学者らは、約款に基づき締結される契約を自動的な附合契約として捉え、約款が個別契約の内容を構成するための要件として、当事者の約款採用の合意を必ずしも必要としないと解していた。当事者の採用合意がなくとも約款条項が契約内容となることの根拠について、とりわけ商法学説は大きく自治法説と商慣習（法）説とに両分されていたが、両学説は、約款自体の法源性が認められるかという問題をめぐり激しく対立していた。その後、約款に関するドイツの解釈論および立法が国内に紹介され、契約説をもとにして約款規制の理論を展開する文献が、民法学を中心に発表されるようになった（学説の整理について、李銀榮・約款規制法100頁以下（博英社、1994））。1986年約款法制定後は、少なくとも民法学においては、（法）規範説を支持する学者はいないように思われる（宋徳洙・新民法講義〔第13版〕1046頁以下（博英社、2020）参照）。

9) 鄭燦亨・商法講義(下)〔第22版〕550頁（博英社、2020）。

10) 韓基貞・保険法〔第2版〕140頁（博英社、2018）。

及的に無効となるがゆえに、当事者には原状回復義務が生じ、保険者は受領した保険料を保険契約者に返還しなければならない。

一方、約款法 3 条 2 項本文前段によれば、事業者、すなわち約款使用者は、まず約款を明示する義務を負う。たとえば、可読性を有する保険約款の内容を保険契約者に示すことで、保険者としては同項の明示義務を履行したことになる。約款使用者は、顧客の要求があれば約款の交付を行う義務を負う（同項本文後段）。商法 638 条の 3 第 1 項によれば、保険契約者の要求の有無にかかわらず、保険者は約款交付義務を負う点で、商法上の義務が約款法上の義務より重くなっているといえる。そして、約款使用者は、顧客に約款の重要な内容を説明しなければならない（約款法 3 条 3 項本文）。約款法によれば、保険者は保険約款の明示・交付・説明義務を負うということになる。

約款法 3 条 2 項但書によれば、約款の明示・交付義務は、旅客運送業等特定の業種の場合には免除されることになっているが、同規定が保険業に適用される余地はない。また、契約の性質上、説明が著しく困難であれば、約款説明義務は免除されることになっているが（約款法 3 条 3 項但書）、一般的には、保険契約はその性質上約款の説明が著しく困難な契約であるとはいえないから、この但書も原則として保険契約には適用されないと解されている¹¹⁾。

11) 韓(基)・前掲注10)150頁。説明が困難とされる例外的事例として、大判2011年7月28日2011ダ23743がある。この事例で問題となった火災保険普通約款では、「保険契約を締結した後、保険の目的に、以下のような事実が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面により会社に知らせ、保険証券に確認を受けなければならない」と定められており、その事由の1つとして、「上記のほか、事故発生の危険が著しく増加した場合」が挙げられていた。大法院（最高裁判所）は、著しい危険増加は、契約締結当時に知っていたならば契約を締結するかどうかまたはその条件に影響を及ぼしたであろう程度の危険増加を意味し、あらゆる具体的事情を総合して認定・判断すべき問題であるから、平均的顧客の立場から予想しにくい事由が著しい危険増加事由として約款で定められているといった特別の事情がない限り、何がそれに該当するかを保険者が保険契約を締結するときに保険契約者に予め説明することは困

約款法上の義務に違反した約款使用者は、当該約款の内容が契約の内容になったことを主張することができない（同法3条4項）。約款の明示義務違反、交付義務違反、説明義務違反のいずれもが、その効果を生じさせる。顧客は、約款の全部について義務違反があれば、その全部を契約内容から排除することができ、約款の一部について義務違反があれば、当該部分のみを契約内容から排除することができる¹²⁾。「事業者……は、当該約款の内容が契約の内容になったことを主張することができない」という文言の解釈にあたり、約款説明義務違反があっても、顧客が当該約款を契約内容から排除する旨を主張しなければ、当該約款は完全な拘束力を有することになるとする見解がある¹³⁾。これに対しては、約款法3条4項の趣旨は、説明されなかった約款の契約への組入れを約款使用者が「積極的」に主張できないことにあり、顧客が約款の排除を主張しなくとも、説明義務違反の効果として約款の組入れは当然認められないものと解すべきである、このような解釈が約款の拘束力の根拠としての意思説とも合致するとの指摘もある¹⁴⁾。

商法638条の3第1項と約款法3条3項は、説明すべき対象として、共通して約款の「重要な内容」を挙げている。重要な内容とは、客観的にみて、保険契約者がそのような事実を知っていたならば保険者と保険契約を締結しなかったであろうと認められる事項であると理解されている¹⁵⁾。現行法には、約款説明義務の対象となる重要な内容や義務履行の方法についての明確な規定は設けられていないが、大法院（最高裁判所）は、具体的な事案において、保険業法等他の法令の規定も参照しつつ説明義務の範囲や免除の対象等を判断している。約款説明義務違反の効果に関しては、商法638条の3第2項が保険契約者の契約取消権について定めており、約款法3条4項が約款組入れ

難であると判示した。

12) 大判2003年8月22日2003ダ27054。

13) 韓(基)・前掲注10)139頁。

14) 朴世敏・保険法〔第5版〕190頁（博英社，2019）。

15) 鄭燦亨・前掲注9)544頁。

の排除について定めているように、両法律にそれぞれ異なる規定が設けられていることから、両規定の関係が問題とされている。約款説明義務の対象となる重要な内容、および、商法上の義務違反と約款法上の義務違反との関係については「3. 現行の保険約款規制の問題点」で後述する。

(2) 保険業法上の説明義務

保険会社等の説明義務について定める韓国保険業法95条の2の規定を次に掲げる。

保険業法95条の2（説明義務等）

① 保険会社又は保険の募集に従事する者は、一般保険契約者に保険契約の締結を勧誘するときは、一般保険契約者が保険料、保障範囲、保険金支払制限事由その他の大統領令で定める保険契約の重要事項を理解することができるよう、説明しなければならない。〈削除：2020. 3. 24.〉

② 保険会社又は保険の募集に従事する者は、一般保険契約者が、第1項の規定に従って説明された内容を理解した旨を、署名、記名捺印、録取その他大統領令で定める方法¹⁶⁾により確認しておかなければならない。〈削除：2020. 3. 24.〉

③ 保険会社は、一般保険契約者に対し、保険契約の締結の時から保険金の支払の時までの主要な過程を、大統領令で定めるところにより説明しなければならない。ただし、一般保険契約者が説明の受領を拒否するときは、この限りでない。

④ 保険会社は、一般保険契約者が保険金の支払を請求したときは、大統領令で定めるところにより、保険金支払の手續及び内訳その他の事項を説明しなければならない。保険金を減額して支払い、又は支払わないときは、その事由を説明しなければならない。

16) 保険業法施行令42条の2第2項1号により、電子署名法2条2号に基づく電子署名方式による確認も可能になっている。

保険業法95条の2は、2010年保険業法改正における、消費者保護規定の代表例と認識されている¹⁷⁾。保険契約者は、保険者が既存の商法上の約款説明義務（同法638条の3）に違反した場合、保険契約取消権を行使することができることは前述した。保険業法上の説明義務は、商法上の約款説明義務の内容を整備拡充したもので、保険契約者保護の水準を引き上げることに目的があるとされている¹⁸⁾。従来、保険業監督規定で定められてきた保険販売・勧誘時における商品内容、保険金支払事由等重要事項についての説明義務を参照し、保険業法で説明義務の項目、手続および方法につきより詳細な規定を設け、同義務違反の効果としての処罰条項を置くことで、消費者保護措置の強化が図られたといえる¹⁹⁾。

保険業法上の説明義務は、重要事項についての説明義務（同法95条の2第1項、2項）とその他段階別の説明義務（同条3項、4項）とに大別できる。前者の説明義務では署名や録取といった確認手続を必要とするが、後者の説明義務については、法令上は確認義務は課せられていない。

保険契約の締結または募集に従事する者は、その締結または募集に関して、保険契約者や被保険者に対して、保険商品の内容につき事実と異なることを知らせ、またはその内容の重要な事項を知らせない行為をしてはならない（保険業法97条1項1号²⁰⁾）。保険者側は、保険契約の締結を勧誘する際、保険契約上の重要な内容を一般保険契約者が理解できるよう、説明しなければ

17) 韓昌熙「情報非対称下における保険者の情報提供義務」国民大学法学論叢23巻2号148頁(2011)は、保険業法上の説明義務に関する規律の新設は、保険会社の保険商品説明義務に関する事項を同法施行令、保険業監督規定（日本でいう「保険会社向けの総合的な監督指針」に相当する）で直接統制できる根拠が設けられたことに、情報の非対称の緩和の面で大きな意義があると評価している。

18) 李星男「2010年改正保険業法に関する考察」保険法研究4巻2号156頁(2010)。

19) 金大熙「保険契約者保護のための説明義務強化方案についての小考」保険法研究6巻2号59頁以下(2012)。

20) 同号は、金融消費者保護法の成立に伴い、2021年3月25日から効力を失う。

ならない。保険業法95条の2第1項にいう保険契約の「重要事項」は、同法施行令によって具体化されているところ、商法638条の3にいう約款の「重要な内容」と同様に、客観的にみて、保険契約者が契約締結前に知っていたならば保険者と保険契約を締結しなかったであろうと判断されることが、重要事項の基準とされている²¹⁾。

保険業法上の説明義務は、一般保険契約者を相手方として定めている。一般保険契約者とは、専門保険契約者でない保険契約者をいう（同法2条20号）。保険業法は、専門保険契約者の範囲を明示的に定め、これにあたらない者を一般保険契約者として定める形をとり、一般保険契約者の概念を消極的に定義している。そこで、専門保険契約者とは何かが問題となる。これは、同法2条19号によれば、保険契約に関する専門性、資産規模等に照らして保険契約の内容を理解し、履行する能力を有すると判断される者と定義されており、国家、韓国銀行、株券上場法人は保険業法の規定により専門保険契約者とされている。そのほか、募集従事者または金融機関のような保険募集を行うことができる者、保険関係団体、金融監督院等、保険会社と対等の地位にあると認められる者が専門保険契約者に該当する（同法施行令6条の2）。保険業法上の説明義務と確認義務の履行の相手方は一般保険契約者に限定される点に、一般・専門保険契約者を問わず、あらゆる保険契約者を義務履行の相手方として定めている商法638条の3との相違がある。

ア 施行令の内容

保険者側の説明義務の対象となる重要事項の範囲については、保険業法施行令42条の2第1項が詳細な規定を置いている。①主契約および特約別の保険料、②主契約および特約別に保障する死亡、疾病、傷害等主要な危険および保険金、③保険料支払期間および保険期間、④保険会社の名称、保険商品の種目および名称、⑤申込みの撤回に関する事項、⑥支払限度、免責事項、

21) 朴世敏「保険者の説明義務および約款説明義務の内容分析と改正方向に関する研究」商事判例研究28集1巻30頁(2015)。

減額支払事項等保険金支払制限条件, ⑦告知義務違反および通知義務違反の効果, ⑧契約の取消しおよび無効に関する事項, ⑨解約返戻金に関する事項, ⑩紛争調停手続に関する事項等, そして, 保険契約者保護のために金融委員会が告示する事項がそれに該当する。このような規制について, とりわけ金融委員会が告示する事項に対しては, それらが多岐にわたる場合, 説明義務の履行自体が現実的に難しくなり, また, 保険契約者が説明された内容を理解したかどうかを確認することも容易でなくなるとの指摘がある²²⁾。

施行令42条の2第3項1号によれば, 保険契約締結の段階では, ①保険募集に従事する者の氏名, 連絡先および所属, ②保険募集に従事する者が保険会社のために保険契約締結の代理権を有しているか, ③保険募集に従事する者が保険料や告知義務事項の受領権を有しているか, ④保険契約の承諾手続, ⑤保険契約の承諾拒絶事由, ⑥商法638条の3第2項により, 3月以内に当該保険契約を取り消すことができること, および当該取消手続・方法等, そして, 金融委員会が告示する事項を, 一般保険契約者に説明しなければならない。

施行令42条の2第3項2号, 3号は, 保険金請求の段階, 保険金審査・支払の段階での説明義務をそれぞれ定めている。前者としては, たとえば, 一般保険契約者が保険事故の調査および損害査定に関して説明を受けるべき事項として, 金融委員会が告示する事項(2号ダ目)が, 後者としては, たとえば, 保険金を減額して支払い, または支払わない場合には, その事由(3号ラ目)が掲げられている。

イ 保険業監督規定

保険業監督規定では, 説明すべき重要な事項が保険商品別に異なりうることに鑑み, 商品の特性によって, より具体的な事項を定めている(4-35条の2²³⁾)。

22) 朴・前掲注21)33頁以下。

23) 同条1項は, 保険業法施行令42条の2第1項12号にいう金融委員会が告示す

ウ 説明義務違反の効果

説明義務違反の効果について、保険業法102条²⁴⁾は、役員・職員、保険設計士²⁵⁾、保険代理店の損害賠償責任を、同法196条2項は課徴金を、同法209条4項18号は過料をそれぞれ定めている。同法102条が規定する損害賠償責任は、民法上の使用者責任（756条）の特則として理解されている²⁶⁾。

(3) 金融消費者保護法²⁷⁾

今年成立した金融消費者保護法は、金融商品およびサービスを機能に応じて類型別に分け、同一の機能を有する金融商品を販売する行為に対して同一の規制が適用されることとしている。同法は、2021年3月25日（一部の条項

る事項として、変額保険契約の投資形態および構造等9項目の説明義務を定めている。また、4項ないし6項には、一定の場合において説明義務を履行したものとみなす旨の規定が置かれているが、「みなし」の効力を法令ではなく告示の形で認めていることは問題があるとの指摘がある（全旭「保険紛争の予防のための立法課題に関する小考」慶尚大学法学研究26巻2号191頁注20(2018)）。

24) これは、日本保険業法283条に相当する規定であるが、金融消費者保護法に新たな賠償責任規定が設けられた（これについては後述する）ことにより、2021年3月24日まで有効である。

25) 概念につき、鄭燦玉「保険設計士の法的地位に関する研究」成均館大学修士論文5頁以下(2006)。

26) 大判1998年6月23日98ダ14191。

27) 同法の制定の背景については、孟守錫＝李炯旭「事後的被害救済制度の改善を通じて金融消費者保護法の実効性を高める方案」金融消費者研究10巻1号64頁以下(2020)参照。なお、同法の規律内容全般を紹介した日本の文献として、梁奇珍「韓国保険法の現況と課題」保険学雑誌649号268頁以下(2020)。

一方、日本では、2019年12月20日公表の金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」を踏まえ、国会での議論を経て、2020年6月5日、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月12日に公布された。この中で、金融商品の販売等に関する法律が改正され、その名称が「金融サービスの提供に関する法律」に改められ、新しく「金融サービス仲介業」が創設された。日本と韓国において、ほぼ同時期に金融商品販売セクターの規制整備がなされたことに注目したい。

は同年9月25日)から施行される予定であり、同法施行令、施行規則がまだ完備されていないため、新規制の具体的な内容が明らかになったわけではないが、保険者の(約款)説明義務に係る規制を定める規定を中心に重要だと思われる事項について言及したい。

金融消費者保護法2条1号ダ目は、保険業法でいう保険商品が同法の規制対象になる金融商品であることを明らかにしている。また、同法3条は、金融商品の類型を預金商品、ローン商品、投資商品および保障性商品に、それぞれの属性に応じて機能別に分けて定める²⁸⁾。同法4条は、金融関連法律に基づく金融会社等について、営業行為に応じて金融商品直接販売業者、金融商品販売代理・仲介業者(以上、金融商品販売業者)および金融商品諮問業者に業種を区分する²⁹⁾。

金融消費者保護法は、取引の相手方が一般金融消費者³⁰⁾である場合に限定した形で説明義務を定める。同法19条によれば、金融商品販売業者は、一般

28) 保険商品は、保障性商品に該当するが、元本割れが生ずるおそれのある投資性保険商品は同時に投資商品にも該当する(金融消費者保護法3条柱書)。

29) 金融商品直接販売業とは、金融商品販売業のうち、自己が直接契約の相手方となり金融商品に関する契約を締結することを業とすること、または資本市場と金融投資業に関する法律6条3項にいう投資仲介業をいう(金融消費者保護法2条2号ガ目)。金融商品販売の代理・仲介業も金融消費者保護法が定める金融商品販売業の1つとされているから(同号ナ目)、金融商品販売業者には、保険業法上の保険会社、保険設計士・保険代理店(保険募集人)、保険仲介士(保険仲立人)が該当する(同法4条)。これを表にまとめると、次のとおりである。

根拠法律	金融商品 直接販売業者	金融商品 販売代理・仲介業者
保険業法	保険会社	保険会社 保険設計士 保険代理店 保険仲介士

30) 一般金融消費者とは、「専門金融消費者」でない者をいう(金融消費者保護法2条10号)。専門金融消費者とは、金融商品に関する専門性または所有資産の規模等に照らして、金融商品取引に伴うリスクを引き受ける能力のある消費者であり、同法および大統領令で定める者をいう(同条9号)。

金融消費者に契約の締結を勧誘する場合および一般金融消費者が説明を求める場合には、保障性商品（すなわち、保険商品）に関する重要な事項（1項1号ガ目）を一般金融消費者が理解することができるよう、説明しなければならない（1項柱書）。重要な事項としては、商品内容、保険料、保険金支払制限事由および支払手続、危険保障の範囲および期間、その他大統領令で定める事項（以上、1項1号ガ目の各事項）、保険商品と連携・提携した金融商品またはサービス等がある場合における当該サービス等の内容、履行責任に関する事項、提供期間、その他大統領令で定める事項（以上、1項2号各目）、同法46条に定める申込みの撤回の期限・行使方法・効果に関する事項（1項3号）等が掲げられている。

また、金融商品販売業者は、原則として説明に必要な文書（説明書）を一般金融消費者に提供しなければならない、説明された内容を一般金融消費者が理解した旨を、署名、記名捺印、録取または大統領令で定める方法により確認しておかなければならない（2項）。

さらに、金融商品販売業者は、一般金融消費者の合理的な判断または金融商品の価値についての判断に重大な影響を及ぼしうる事項について、虚偽であることまたは歪曲³¹⁾されたことを説明してはならず、重要な事項に関する説明漏れがあってはならない（3項）。

説明義務違反の効果としては、金融商品販売業者の損害賠償責任（44条2項³²⁾）、金融商品直接販売業者の損害賠償責任（45条1項³³⁾）、違法な契約の

31) 不確実な事項について、断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれがある内容を知らせる行為をいう（金融消費者保護法19条3項括弧書き）。

32) 金融消費者保護法44条2項：金融商品販売業者等が、第19条の規定に違反し、金融消費者に損害を生じさせた場合には、金融商品販売業者等はその損害を賠償する責任を負う。ただし、金融商品販売業者等が、故意又は過失がなかったことを立証したときは、この限りでない。

33) 金融消費者保護法45条1項：金融商品直接販売業者は、金融商品取引契約の締結等の業務を代理・仲介した金融商品販売代理・仲介業者（第25条第1項第2号ただし書に定めるところにより代理・仲介をする第三者を含み、「保険業

解約（47条）、課徴金（57条1項1号）、過料（69条1項2号、6号ガ目）等の規定が設けられており、様々な公法・私法的責任を金融商品販売業者（保険会社、保険募集人、保険仲立人）に対し追及することができることになっている。

3. 現行の保険約款規制の問題点

(1) 約款の「重要な内容」の解釈

前述したように、商法638条の3および約款法3条によれば、保険者は約款の内容の全部を説明しなければならないわけではなく、約款条項のうち重要な内容のみを説明すれば足りる。重要な内容は、社会通念に照らして、顧客が契約を締結するかどうか、対価の決定、契約締結後にいかなる行動をとるか等に直接的な影響を及ぼしうる事項をいい、約款条項のうち何が重要な内容に該当するかは一律に確定することはできず、具体的な事案で個別的事項を考慮して判断すべきであるとされる³⁴⁾。一般に、保険料とその支払方法、保険金、保険期間、保険事故の内容、保険者の責任範囲と責任開始時期、保険者の免責事由、保険契約の解約・無効事由、告知義務、各種の通知義務といった保険契約者側が負う義務およびその違反の効果等がこれにあたると理解されている³⁵⁾。

大法院（最高裁判所）判例は、説明義務の対象となる重要な事項について類型化を試み、いくつかの基準を示している。さらに、問題となった約款条

法」第2条第11号に定める保険仲介士を除く。）、又は「保険業法」第83条第1項第4号に該当する役員若しくは職員（以下この条において「金融商品販売代理・仲介業者等」という。）が、代理・仲介の業務をするに当たり、金融消費者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償する責任を負う。ただし、金融商品直接販売業者が金融商品販売代理・仲介業者等の選任及びその業務の監督について適切な注意をし、かつ、損害の発生を防止するために努めたときは、この限りでない。

34) 大決2008年12月16日2007マ1328, 大判2010年7月15日2010ダ19990。

35) 大判1999年5月11日98ダ59842, 大判2000年5月30日99ダ66236, 大判2000年7月4日98ダ62909, 62916。

項が重要な内容に該当するにもかかわらず、解釈上、説明義務が免除される場合がありますと判断している。免除事由としては、①保険契約者やその代理人が約款の内容を十分に熟知していると認められる場合³⁶⁾、②保険約款で定められている事項が、取引に通常共通する一般的内容に関する事項であって、保険契約者が別途説明を受領しなくても十分に予想できると認められる場合³⁷⁾、③問題となった約款条項が、既に法令で定められている事項を繰り返し、または敷衍しているにすぎない場合³⁸⁾の、大きく3つの範疇の例外が挙げられている。判例で説明義務の対象とされた事項と免除対象とされた事項をまとめると、次の表のようになる³⁹⁾。

36) たとえば、大判1998年4月14日97ダ39308。

37) 大判1990年4月27日89ダカ24070，大判2003年5月30日2003ダ15556，大判2004年4月27日2003ダ7302。

38) たとえば、大判1998年11月27日98ダ32564，大判2007年4月27日2006ダ87453。

39) 張徳祚「説明義務違反による契約への組入れの排除と個別約定優先の原則」司法37号176頁以下(2016)。学説・判例は商法の規定と約款法のそれとで約款の「重要な内容」の意味が異ならないと解しているから、各事案で商法の規定が問題となったのか約款法の規定が問題となったのかは主張次第であり、あまり意味を持たないかもしれないが、表では便宜上、判例で言及された参照条文につき商法638条の3は「商」、約款法3条は「約」と表記しておく。

説明義務の対象	免除の対象
家族運転者限定運転特別約款(商, 約)	家族運転者限定運転特別約款において、事実婚関係にある者(商, 約)
自動車所有者に自動車登録名義者のみが含まれるという事実(約)	事実婚配偶者が被害者である場合の免責条項(商, 約)
・災害保険におけるオートバイ運転者の保険加入排除(約) ・二輪自動車を使用することになった場合の通知義務(商, 約) ・オートバイ運転者の場合に保険金の支払に制限があるという約款(商, 約)	従被保険者の資格に関する事項(商, 約)
自動車総合保険契約の承継手続(商, 約)	被保険自動車の譲渡に関する通知義務を定める保険約款(商, 約)
一定期間内に損害証憑資料を提出しなければ、保険金請求権を喪失するものとする条項(約)	保険金請求権喪失条項(商, 約)
他の自動車運転担保特別約款のうち補償されない損害(商, 約)	複合貨物運送賠償責任保険契約における補償限界(商, 約)
業務用自動車保険における有償運送免責条項(商, 約)	
自己身体事故保険の補償範囲(商, 約)	
・船舶未確定の海上積荷保険契約で使用されたイギリス協会船級約款(商, 約) ・ワランティー(約)	金融機関総合保険契約の一般条件12条(ii)号(商, 約)
保険約款で被保険者の暴行または殴打に起因する賠償責任は補償しないという免責条項が設けられている場合において、当該条項が商法659条の1の内容を越える範囲(商, 約)	火災保険における爆発免責条項(約)
被保険者の暴行または殴打に起因する賠償責任は補償しないという免責条項(商, 約)	
・特定の疾病等の治療のための外科手術等の過程における医療過失の介入により発生した損害を補償しないという免責条項(商, 約) ・外科手術その他の医療処置による損害を補償しないという免責条項(約) ・傷害保険の免責事由(商, 約) ・既往障害減額規定(商, 約)	無保険自動車による傷害補償特約(商, 約)
商法の一般条項と異なる内容の保険者の責任開始時期(商, 約)	
被保険者が職業または職務を変更することになったときの通知条項(商, 約)	

大法院は、約款の内容が保険契約者にとって不利なものであっても、当該内容が法令で既に定められているのであれば、保険者の約款説明義務の対象から除外されるものと解している。大法院の判示内容を文字通りに理解すると、商法651条が規定する告知義務、同法652条、653条が規定する通知義務に関する約款内容も説明義務の免除対象となるおそれがある⁴⁰⁾。これに対しては、約款説明義務制度の本旨に鑑みると、単に法令で定められたという客観的事実のみを強調して、保険契約者がその事実を知らなかった場合までも約款説明義務の範囲から除外し、保険契約者保護を阻害することは望ましくないという指摘がある⁴¹⁾。たとえば、他人の死亡を保険事故とする保険契約においては、生命保険標準約款で、その他人の書面同意を保険契約締結時までを得なければ、当該保険契約は無効となると定められている。この見解によれば、この内容が商法731条に規定されているとはいえ、保険契約を無効とする重要な内容に該当するものであるから、説明義務の対象となる⁴²⁾。

判例によれば、保険取引に通常共通する一般的内容に関する事項であって、別途説明を受領しなくとも保険契約者が十分に予想できると認められる事項も、約款説明義務の対象から除外されているが、いかなるものが取引に共通する一般的内容に関する事項であるかについての基準が必ずしも判然としないという問題は残る。

(2) 保険約款説明義務違反の効果

保険者が約款説明義務に違反した場合、商法保険編の規定と約款法の規定

40) 梁承圭・保険法〔第5版〕113頁（三知院，2004）。

41) 朴・前掲注14)180頁，全・前掲注23)188頁。

42) 朴・前掲注14)180頁。大判1998年11月27日98ダ23690は、他人の死亡を保険事故とする保険契約においては、保険契約を締結するときに被保険者である他人の書面による同意を得なければ、強行法規である商法731条1項に違反し無効となることから、保険者には、保険契約者にその趣旨を説明し、被保険者の書面同意を得てこさせ、保険契約を締結するように措置する注意義務があるとする。

が重疊的に適用されるのか、それとも前者のみが適用されるのかをめぐり、学説は、従来から激しく対立してきた。約款法3条4項によれば、保険者が説明義務に違反した場合には、当該約款の内容が契約内容になったことを主張できないが、商法638条の3第2項によれば、保険契約者に契約取消権が与えられる点は、前述した。かりに、商法の規定が単独で適用されると解するのであれば、取消期間が経過すると、保険者の義務違反にもかかわらず瑕疵は治癒し、当該契約は確定的に有効なものとなる。

ア 商法適用説

約款法3条の適用は排除され、商法638条の3の規定のみが適用されるとする見解の論拠としては、次のようなものが挙げられている。①約款法3条と商法638条の3は、一般法と特別法の関係にある。すなわち、約款法30条2項は、「特定の取引分野の約款は、法律に特別の定めがある場合を除き、この法律の規定に従う」と定めていることから、他の法律に特則がある場合には、その特則が優先適用される。商法638条の3第2項は、約款法3条4項の特則に該当する⁴³⁾。②団体的性格のゆえに、保険契約の締結には保険契約者平等待遇の原則が適用される。特定の保険契約者が説明義務違反を理由に、当該約款条項の適用を排除できると解すれば、危険団体に属するすべての保険契約者を平等に扱うべきとする原則に反することになる⁴⁴⁾。

イ 重疊適用説

約款法3条と商法638条の3の規定は、相互に矛盾したり抵触する関係に

43) 金星泰・保険法講論190頁(法文社, 2001), 張敬煥「保険約款の交付・説明義務」保険学会誌46集107頁(1995)。金恩京「保険者の説明義務についての再考」商事判例研究20集3巻125頁以下(2007)は、特別法優先原則のゆえに、商法638条の3が単独で適用されると解するほかないが、根本的な解決のためには法改正が必要であると提言する。

44) 梁・前掲注40)114頁。

あるといえないため、両規定は重疊的に適用され⁴⁵⁾、したがって、商法の規定に基づき保険契約を取り消さなかった場合であっても、約款法の規定に基づき当該約款条項の適用除外を主張することができるとする見解の論拠としては、次のようなものが挙げられている。①商法638条の3第2項は、保険契約者保護のために、約款法3条4項が規定する約款組入れ排除の効果に加えて、契約取消権を特別に与えるという目的を有する（取消権追加認定説）⁴⁶⁾。②商法適用説をとると、保険契約者の保護のために設けられた商法の規定が、かえって保険契約者に3か月以内に保険約款のことを再確認する義務を負わせることになり、不当である⁴⁷⁾。

大法院判例は、重畳適用説をとっており、約款法3条と商法638条の3の規定は相互に矛盾・抵触しないことの根拠として、大きく次の3点を挙げている。①商法638条の3第2項は、保険者が説明義務に違反すれば、保険契約者に契約取消権が与えられるという法的効果を定めているだけで、保険契約者が取消権を行使しなかった場合、説明されなかった保険約款が契約内容となるかどうかについては、いかなる定めもない⁴⁸⁾。②商法638条の3第2項に基づき保険契約者が行使できる取消権は、保険契約者に与えられた権利であり、義務ではないことは法文から明らかであるから⁴⁹⁾、商法638条の3第2項は、約款法3条4項との関係で、その適用を排除する特別規定であるとはいえない⁵⁰⁾。③一般に、契約取消権を行使しなかったことをもって、契約内容にならない約款ないし約款条項の適用を追認または承認したとみななければならない根拠はない⁵¹⁾。したがって、保険契約者が取消権を行使しなかったとしても、保険者の説明義務違反の法律効果が消滅し、その効果を主張

45) 鄭敬永・商法学講義〔改訂版〕796頁(博英社, 2009)。

46) 韓(基)・前掲注10)144頁。

47) 崔竣瑤・保険・海商・航空運送法〔第11版〕70頁(三英社, 2018)。

48) 大判1998年11月27日98ダ32564。

49) 大判1996年4月12日96ダ4893。

50) 大判1999年3月9日98ダ43342, 43359。

51) 大判1998年11月27日98ダ32564。

することができない、または説明義務違反の瑕疵が治癒したとはいえない⁵²⁾。

4. 若干の検討

ここでは、以上紹介した韓国法上の説明義務の内容について、若干の検討を行う。

(1) 保険約款説明義務違反の効果について

商法638条の3第2項と約款法3条4項の関係について、商法適用説は、その主たる論拠として、約款法の規定と商法のそれが一般法と特別法の関係にある点を挙げる。しかし、立法者は、1991年に商法の規定を新設する際、既に制定されていた約款法の条文の存在を考慮していたはずである。すなわち、当時の商法の規定が、保険約款の交付・明示義務違反の効果として、「契約を取り消すことができる」とだけ定められたのは、取り消さなかった場合には約款法の規定を適用するという立法者の意図があったのだとも思われる。また、約款法30条2項の趣旨は、同法より個別的、かつ、特定分野を対象とする他の法律（商法保険編）がより適切かつ十分な内容を含んでいる場合に、その法律の規定が適用されることにありと理解すべきである⁵³⁾。そうだとすれば、商法と約款法の規定は矛盾した関係にあるとはいえず、むしろ不十分な商法の規定の内容を補うためにも、約款法の規定が補充的に適用される必要があると解すべきである。さらに、商法638条の3は、そもそも保険契約者保護を強化するために設けられた規定であるにもかかわらず、当該規定の存在により、同じ趣旨の規定だと考えられる約款法3条の適用が排除されることになることとは、論理的にも矛盾しているように思われる。商法の規定の立法趣旨を活かすためにも、約款法の規定と商法所定の規定は重疊的に適用されると解することが望ましい⁵⁴⁾。したがって、保険者

52) 大判1996年4月12日96ダ4893, 大判1999年3月9日98ダ43342, 43359。

53) 朴・前掲注14)196頁。

54) 鄭燦玉・前掲注25)99頁。

が商法上の保険約款の交付・説明義務に違反した場合には、保険契約が成立した日から3か月以内に当該契約を取り消すことができるし、保険契約を取り消さずに約款法3条4項に依拠し、当該保険約款を契約の内容から排除することもできると解すべきである。

(2) 保険約款説明義務を履行すべき時期

商法638条の3第1項の規定は、約款を説明すべき時期について「保険契約を締結する時」と定めている。しかし、保険契約者が保険契約申込書を作成し保険者側に提出する前に、保険者から約款の交付を受け、説明を受領することが説明義務の趣旨に合致するといえる。申込み後に保険者から約款の交付を受け、説明を受領した後、保険者が承諾をする前に保険契約者が申込みを撤回することも考えられないわけではないが、保険者が郵便で約款を交付するときを承諾時点とみる限りは、予め約款の内容を知らせなければならぬという説明義務の趣旨に合致するとはいえなくなる。保険実務では、申込みの段階で保険者側から約款および保険商品についての口頭説明が行われているのが実情であることに鑑みれば、保険約款の交付・説明義務の履行時期は、遅くとも申込み時と定めるべきである⁵⁵⁾。

(3) 契約取消権の要件

2014年商法改正において、約款説明義務違反の効果としての保険契約取消権の行使期間が1か月から3か月まで延長されたことにより、保険契約者保護の水準はある程度引き上げられたと思われる⁵⁶⁾。ただし、同改正について

55) 朴・前掲注14)172頁。韓(基)・前掲注10)159頁は、説明義務等の履行時期を申込み時と改めることが立法政策の面では望ましいが、現行法の解釈上は、説明義務等の履行時期は保険契約を締結する時、すなわち保険者が承諾をする時と解するほかない点を強調している。ちなみに、生命保険標準約款18条1項本文は、約款の説明義務を申込み時に、交付義務を申込み後に遅滞なく履行するものと定めている。

56) 2010年韓国消費者院の発表資料によれば、説明義務等に関する法令の規定に

は、保険約款の説明義務違反は、通常、保険事故が発生した後、保険金請求の段階で問題となりうることから、期間延長により保険契約者保護の程度が実質的に高められたとはいいがたいとの指摘もある⁵⁷⁾。

取消期間の延長により、実務上問題となりうる保険契約としては、保険期間が1年以下である短期保険が挙げられている。そのような保険契約の場合には、具体的な事実関係と契約の内容に鑑みると、取消期間を1か月として維持する必要がある、という指摘である。とりわけ、保険期間が商法上の取消期間である3か月より短期となっている保険契約の場合には、現行法の解釈によれば、保険事故が発生せずに保険期間が終了したならば、保険契約者としては、保険料支払の対価としての危険保障という利益を既に享受したにもかかわらず、当該保険契約を取り消し、既払保険料の返還を求めることも可能になってしまうという点が問題として挙げられている⁵⁸⁾。

一方、法令により加入が義務化されている保険は、そのほとんどが責任保険であることから、それらの保険契約について契約取消権を認めると、保険契約が成立時に遡及して無効となり、かえって被害者補償の観点からは不合理な結果をもたらしうるとの指摘がある。このような義務保険の場合には、契約の取消しによって保険未加入の状態になれば、法令違反に伴う制裁を受けることになりうることから、契約取消権の行使は保険契約者にとっても不利な結果になりかねない⁵⁹⁾。

違反した保険販売であったことを、保険契約を締結した消費者のうち改正前商法上の保護期間である1か月以内に認知していたのは4.7%にすぎなかった(金(大)・前掲注19)46頁以下)。

57) 全・前掲注23)186頁。この観点からは、期間制限なく約款組入れを統制できるものと定める約款法3条の規定が、商法の規定よりも保険契約者に一層有利になっていると理解されている(韓(基)・前掲注10)141頁以下)。

58) 朴・前掲注21)51頁以下。運送保険、海上保険、役員賠償責任保険、旅行者保険等を不合理な結果が予想される保険契約の例として挙げている。

59) 朴・前掲注21)53頁。義務保険が定められている法律には、火災による災害補償と保険加入に関する法律、自動車損害賠償保障法、体育施設の設置・利用に関する法律、水上レジャー安全法、高圧ガス安全管理法、児童遊び施設安全

このように、現行法で延長された3か月の取消期間をあらゆる保険契約に一律に適用すれば、不合理な結果をもたらしかることから、実務上の問題も考慮に入れて、保険期間が1年以下である短期保険、義務保険、または企業・団体保険等についての3か月の取消期間の適用には再考が求められている。とりわけ、義務保険の場合には、制度の趣旨や具体的妥当性に鑑みて、取消権の行使自体を制限するための法的整備が必要であろう⁶⁰⁾。

契約取消権に関して挙げられるもう1つの論点として、取消期間の起算点の問題がある。保険実務では、通常、保険者が保険証券を発送したときに申込みの承諾があったと理解されており、その時点で保険契約が成立したものと解されている⁶¹⁾。ただし、保険者が保険証券を発送した時点を保険契約者側が把握することは難しく、郵便等が到達して初めて承諾事実を知りうることから、その期間だけ保険契約者に不利益が生じることを理由に、取消期間の起算点を「保険契約が成立した日」から「保険証券を受領した日」に改めるべきであるとの見解がある⁶²⁾。これに対して、保険証券が発送されたが到達はしなかったといった場合、契約取消しの可能性が無限に延長されるおそれがある旨の指摘もある⁶³⁾。取消期間の起算点は、法的安定性等の問題も考慮に入れ、今後、保険約款の説明義務に関する条項の改正にあたり再考すべ

管理法、学院の設立、運営および課外教習に関する法律等がある。

60) 全・前掲注23)187頁は、義務保険に特約として付加される任意保険の場合、たとえば、自動車保険において自己身体事故、無保険自動車による傷害、自己車両損害を補償する保険に加入する場合にも、3か月の取消期間を修正せず適用することは、賠償責任保険制度の趣旨に合致しないというべきであろうから、同様に別途の解釈や法的整備が必要であると指摘する。

61) 朴・前掲注14)192頁注128。

62) 朴・前掲注21)49頁以下。実際、商法改正案の議論過程において、取消期間の起算点を保険証券を受領した日と定めることに相当程度の意見の収斂をみたという（朴・前掲注14)192頁）。ちなみに現行保険業法は、申込みの撤回に関して、その起算点を保険証券を受領した日と定めており（同法102条の4第1項本文）、保険証券の交付の有無に争いがある場合には、保険会社が交付の事実を証明しなければならない（同条2項）。

63) 全・前掲注23)187頁。

き問題であると思われる。

(4) 説明義務に関する規律の統合に関する問題

現行法のような個別の法律による規律の重複は、説明義務の適用範囲と違反の効果の解釈にあたり混乱を来しかねない。そこで、商法・保険法学者らを中心に、各規定の要件および義務違反の効果に相違がある法状態を是正するために規定の統合が必要であるという主張が、かねてよりなされていた⁶⁴⁾。特に、説明義務に関する保険業法の規定は、保険会社の財務健全性の維持、保険営業に対する監督や規制等を内容とする公法的性格のものに該当するというより、その主たる内容が保険契約の締結または保険契約者側の保険契約上の権利義務と密接に関係しているといえることから、同法の規定を削除し、その内容を商法保険編で定めることが望ましいとの見解がある⁶⁵⁾。さらには、統合された規律が置かれるべき規定は商法638条の3であり、統合された商法の規定は、現行の約款説明義務から保険者の一般的な説明義務、すなわち、いわゆる情報提供義務までその適用範囲を拡大して定めるべきであるとの見解もある⁶⁶⁾。

契約法である商法保険編に既に（約款）説明義務に関する規律が設けられている韓国法の現状に鑑みると、規律の統合が行われるのであれば、確かに、

64) たとえば、崔完鎭ほか「商事法座談会『商事法の座標と課題』」先進商事法律研究53号46頁〔金星泰発言〕（2011）。金星泰教授は、さらに、保険契約法と保険監督法を1つの法典として統合することも1つの選択肢であるとする。

65) 朴・前掲注21)62頁。

66) 崔秉珪「約款説明義務から情報提供義務への発展方案」経済法研究11巻1号133頁以下（2012）は、ドイツ保険契約法7条の規定内容も参照し、相当具体的な改正提案を行っている。それによれば、説明義務の内容には、保険約款の交付・説明義務に加え、ドイツ法でいう情報提供義務の項目に相当するものが多数含まれており、特に後者の情報は、保険契約者の申込み前に提供すべきものとしている。また、情報提供の追完や情報受領の放棄に関する規定を設け、義務違反の効果として保険者の賠償責任が発生しうることを明文で定めることも提案している。

その規律が設けられるのにふさわしいところは商法（ないし単行法としての保険契約法）であるといえよう。ただし、これら説明義務統合をめぐる議論が立法の形で結実するためには、少なくない先決課題に取り組むことが必要である。たとえば、商法保険編の所管官庁は法務部（法務省）であり、保険業法および金融消費者保護法の所管官庁は金融委員会であるため、両者間の常時の意見調整が前提とならないと、規律の統合は極めて困難になろう⁶⁷⁾。とりわけ、金融消費者保護法の制定により、学界・実務界の関心は当分、今後の同法の運用に集まるであろうことは、容易に推測できる。保険者の説明義務だけは他の金融関連法令から独立した形で規律すべきであるとする保険法学者らの見解がこれからも維持できるのかに注目したい。

5. おわりに

本稿では、韓国法における保険者の説明義務に関する規律について、約款規制を中心に関連法令と議論状況を紹介し、金融消費者保護法の規定のうち保険者の説明義務規制に関連する内容についても言及した。保険者の説明義務に関して、現行法上は、商法保険編、約款法、保険業法が重複して規律しているが、このうち保険業法上の規律は金融消費者保護法に吸収・統合されることになった⁶⁸⁾。今後、新法に対応した施行令、施行規則等が出そろえば、説明義務に関する新規制の具体的な内容が明らかになるが、保険の領域に

67) 鄭燦亨教授は、この点を挙げて、契約法と監督法とが統合された保険法の制定が保険契約者保護により実効的であろうとみつつも、その実現は難しいと指摘する。そこで、両法律の用語を統一し、商法保険編にある定めを保険業法からは省くことで、保険業法を純粹の監督法として機能させる必要があるとする（崔(完)ほか・前掲注64)48頁）。

68) 一方、変額保険に関していえば、現行の販売行為規制においては、保険業法が規定する説明義務（同法95条の2）、適合性原則（同法95条の3）および資本市場と金融投資業に関する法律の規定が重量的に適用される。ただし、これらの規定が削除され、金融消費者保護法に盛り込まれることになったため、変額保険の販売行為は来年以降主として金融消費者保護法による規律を受けることになる。

においては、現行保険業法と同法施行令等下位規範の規定がおおいに参照される形でその体系が整備されるだろうと推測される。金融消費者保護法に関して、特に保険分野にフォーカスされた研究は見当たらないため、今後は同法の施行が保険者の説明義務規制に具体的にどのような影響を及ぼすのかについて研究を深めていきたい。

(筆者は京都大学大学院法学研究科特定助教)